

- 1 訪問型・通所型サービスにおける
単価の改定について
- 2 共生型サービスの実施について



1 訪問型・通所型サービスにおける単価の改定について

(1) 本市の単価設定の考え方

- 新しい総合事業の実施根拠である「地域支援事業実施要綱」及び介護報酬の単価等を参考に設定している

(例) **【訪問型・通所型サービス】**

現行相当サービス…地域支援事業実施要綱において定められた1か月当たりの上限額を適用

【訪問型サービス】

サービスA (I) …介護給付 訪問介護の生活援助 (45分以上) の単価を適用

(2) 単価の見直しを検討する理由

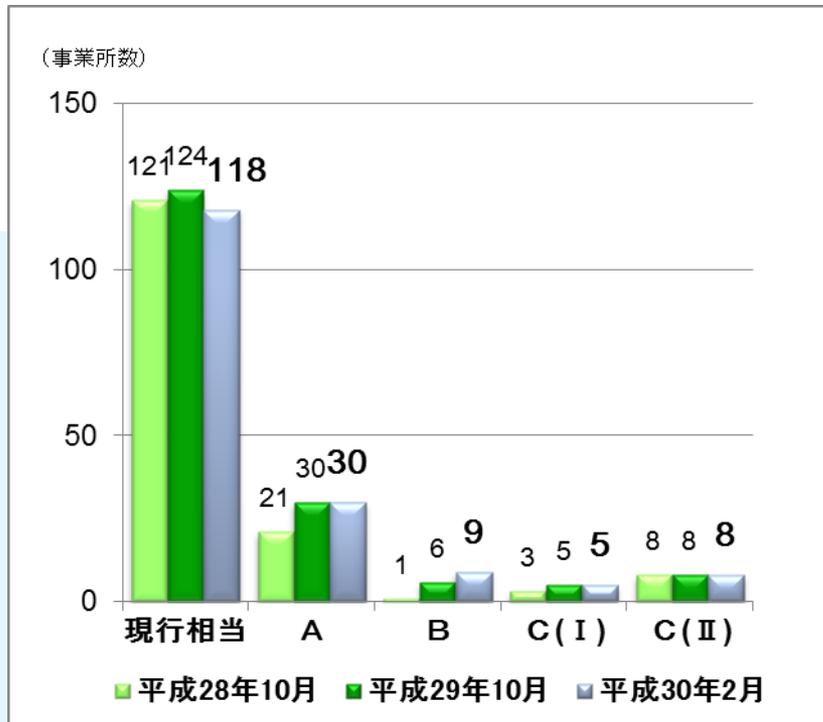
- 社会保障審議会（介護給付費分科会）（平成30年1月26日開催）において、平成30年度介護報酬改定案が示された
- 国においては、現在、地域支援事業実施要綱の改正作業が行われている

現段階では、地域支援事業実施要綱の改正内容が不透明ではあるが、**介護報酬の改定及び地域支援事業実施要綱の改正を踏まえ、本市における新しい総合事業の単価を見直す必要がある。**

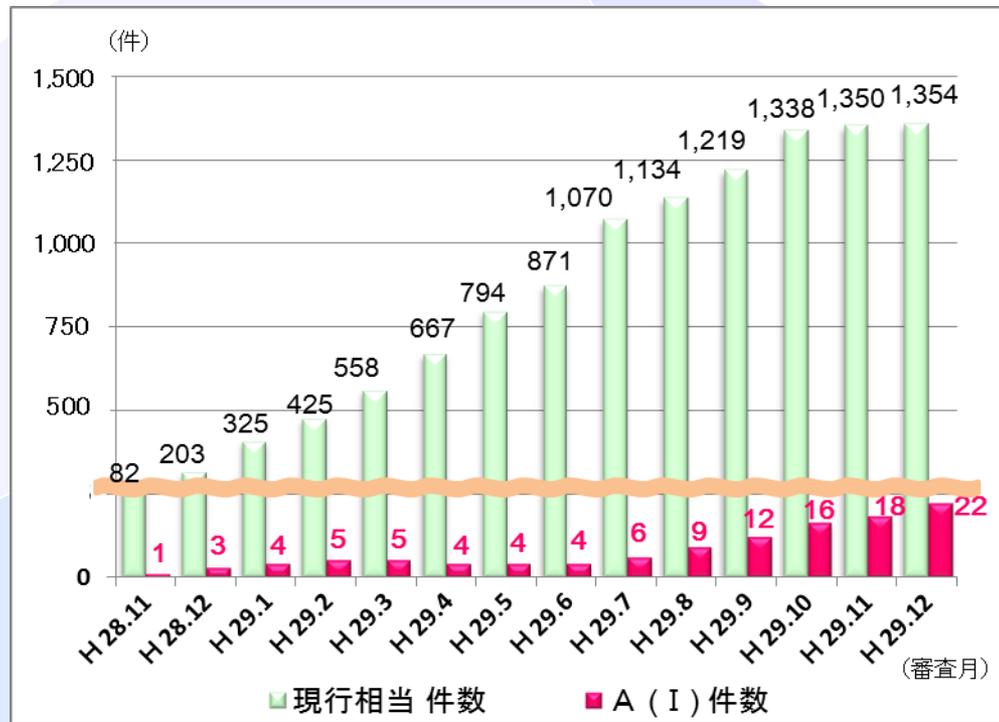
1 訪問型・通所型サービスにおける単価の改定について

(3) 新しい総合事業の実施状況【訪問型サービス】

＜事業所数＞



＜利用件数＞



(国保連からの送付データより)

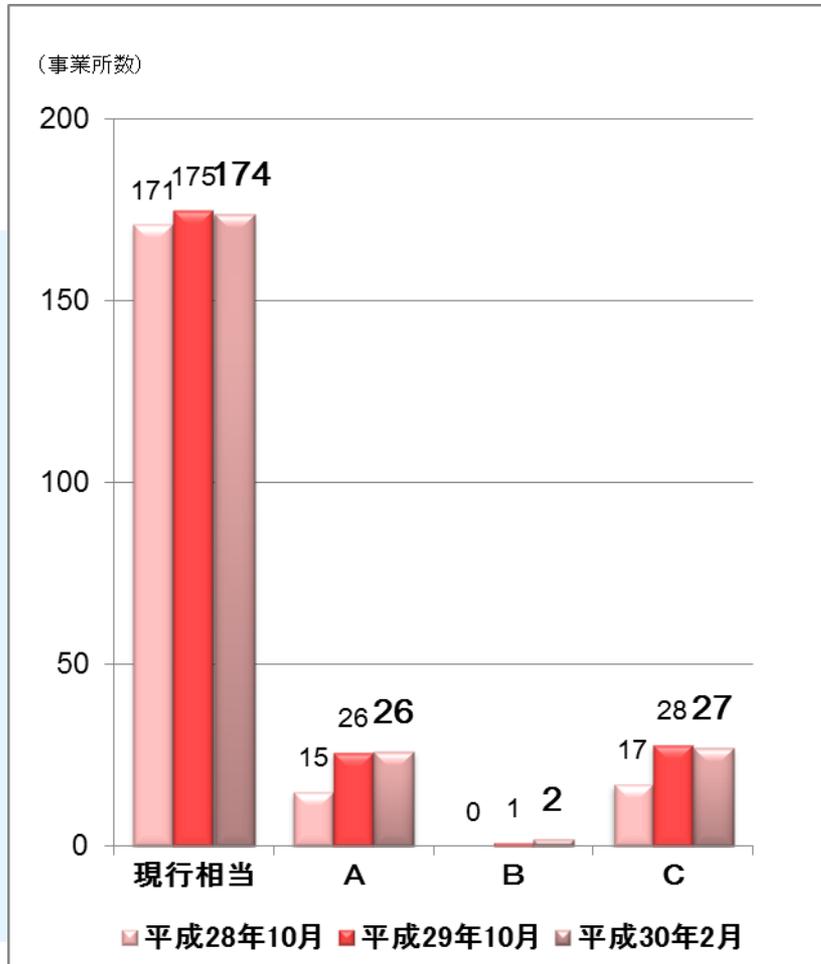
＜サービスCの利用人数＞ (H30.1月末現在)

	28年度	29年度
C (I) 閉じこもりに対する支援	0	1
C (II) 居宅生活における相談指導	1	3

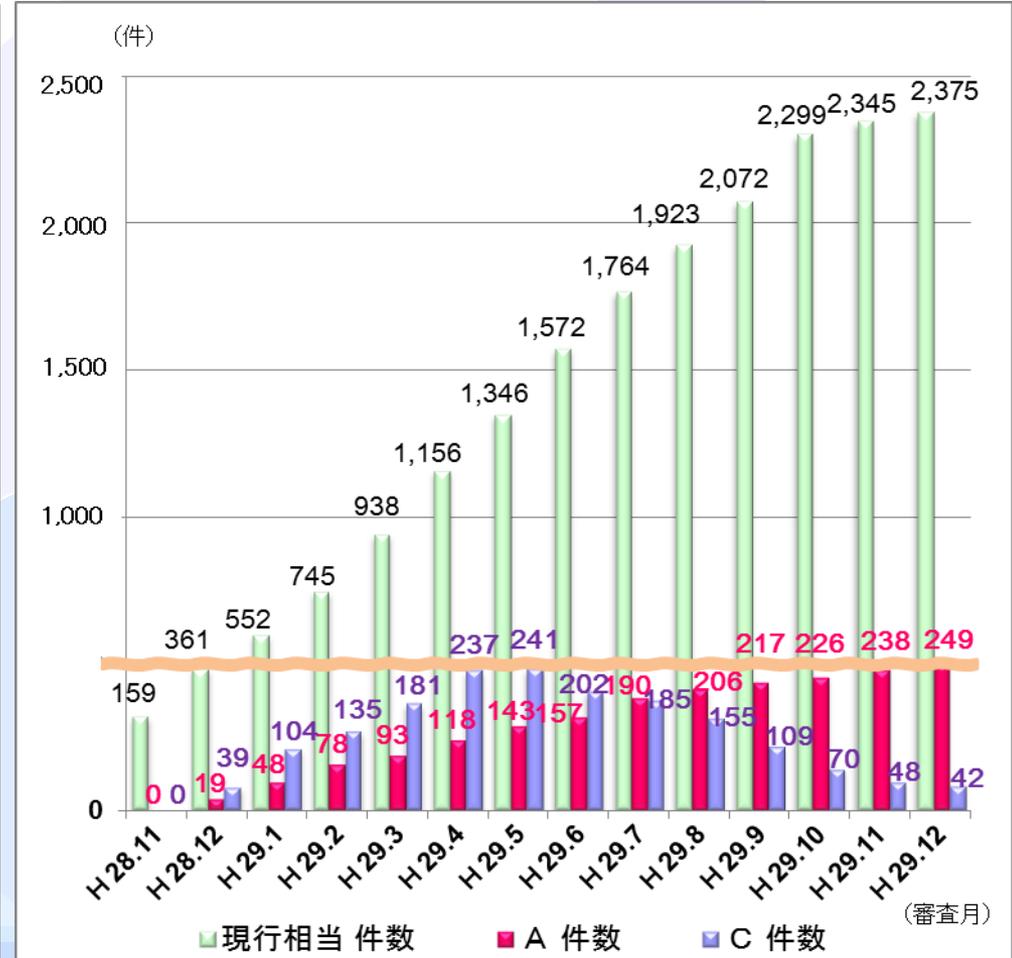
1 訪問型・通所型サービスにおける単価の改定について

(4) 新しい総合事業の実施状況【通所型サービス】

＜事業所数＞



＜利用件数＞



(国保連からの送付データより)

1 訪問型・通所型サービスにおける単価の改定について

(5) これまでの新しい総合事業における見直し

① 訪問型サービスA

●従事者の資格要件の拡大

⇒有資格者の資格に「家政士」を追加

●資格を有しない者に対して行う研修の実施方法の見直し

⇒市による年数回の実施から、サービス提供事業所による随時実施に変更

② 通所型サービスA

●現行相当サービスとサービスAを一体的に運営する場合の基準等を緩和

⇒サービスごとの職員の区分を不要とする

同じプログラムを行う時間は、グループを分けて実施しなくてもよい
現行相当の人員基準を満たせば、定員の一体的な設定も可能 など

事業者の参入促進を図るため、上記の見直しを平成30年4月から実施予定

1 訪問型・通所型サービスにおける単価の改定について

(6) 他市の状況

●訪問型サービスA又は通所型サービスAを実施している中核市30市 (H29.6照会時)

実施時期	単価設定の根拠	見直し予定	検討中	見直し予定なし
27年度中 (4市)	地域支援事業実施要綱や介護報酬の単価を参考(3市)	2市	1市	-
	独自基準(1市)	-	1市	-
28年度中 (3市)	地域支援事業実施要綱や介護報酬の単価を参考(3市)	3市	-	-
	独自基準	-	-	-
29年4月 (23市)	地域支援事業実施要綱や介護報酬の単価を参考(18市)	11市	1市	6市 * 1年を経過していないため * その他(情報収集がまだ)
	独自基準(4市)	1市	-	3市 * 独自基準のため * 1年を経過していないため
	不明(1市)	1市	-	-

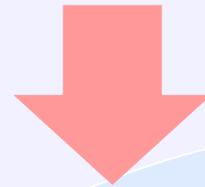
地域支援事業実施要綱や介護報酬の単価を参考に設定している自治体の多くは、今回の改正を機に、単価の見直しを行う予定である

1 訪問型・通所型サービスにおける単価の改定について

(7) 本市における新しい総合事業の単価の見直し方針

【見直しに当たって考慮する事項】

- 新しい総合事業実施（平成28年10月）後の経過期間
- 介護給付とのバランス
- 多様なサービスへの事業所の参入促進



【見直し方針】

- 新しい総合事業への完全移行（平成29年10月）が完了したばかりであるため、**大幅な見直しは行わない**
- 地域支援事業実施要綱を適用している部分については、**改正内容を反映させる**
- 多様なサービスの単価については、**極力、引き下げは行わない**

1 訪問型・通所型サービスにおける単価の改定について

(8) 単価の見直し(案) 【訪問型サービス】

※●●単位…地域支援事業実施要綱の単位数により決定

		現在の単価	改定案		
			案1 (引き下げ)	案2 (据え置き)	案3 (引き上げ)
現行相当サービス		1,168単位/月 (週1回) 2,335単位/月 (週2回) 3,704単位/月 (週2回超)	●●単位/月(週1回) ●●単位/月(週2回) ●●単位/月(週2回超)	●●単位/月(週1回) ●●単位/月(週2回) ●●単位/月(週2回超)	●●単位/月(週1回) ●●単位/月(週2回) ●●単位/月(週2回超)
		【参考】地域支援事業実施要綱 1月当たり上限額	地域支援事業実施要綱 1月当たり上限額	地域支援事業実施要綱 1月当たり上限額	地域支援事業実施要綱 1月当たり上限額
サービスA	I	225単位/回	223単位/回	225単位/回	●●単位/回
		【参考】介護給付 生活援助 45分以上 225単位/回	介護給付 生活援助 45分以上 223単位/回	-	地域支援事業実施要綱 1月当たり上限額 (週1回) ÷ 5
	II	200単位/回	198単位/回	200単位/回	●●単位/回
		Iの約9割	Iの約9割	Iの約9割	Iの約9割
	III	180単位/回	178単位/回	180単位/回	●●単位/回
		IIの約9割	IIの約9割	IIの約9割	IIの約9割
サービスC		8,000円/回	7,735円/回	8,000円/回	8,035円/回
		【参考】介護予防訪問看護 30分以上1時間未満 814単位/回	現行C単価×報酬改定後 参考単価の引き下げ率	-	介護予防訪問看護 30分以上1時間未満 787単位/回×10.21円

1 訪問型・通所型サービスにおける単価の改定について

(9) 単価の見直し(案) 【通所型サービス】

※●●単位…地域支援事業実施要綱の単位数により決定

	現在の単価	改定案		
		案1 (引き下げ)	案2 (据え置き)	案3 (引き上げ)
現行相当サービス	1,647単位/月 (週1回) 3,377単位/月 (週2回)	●●単位/月(週1回) ●●単位/月(週2回)	●●単位/月(週1回) ●●単位/月(週2回)	●●単位/月(週1回) ●●単位/月(週2回)
	【参考】地域支援事業実施要綱 1月当たり上限額	地域支援事業実施要綱 1月当たり上限額	地域支援事業実施要綱 1月当たり上限額	地域支援事業実施要綱 1月当たり上限額
サービスA	328単位/回	●●単位/回	328単位/回	●●単位/回
	【参考】 地域支援事業実施要綱 1回当たり上限額－介護給付 入浴介助加算 50単位	地域支援事業実施要綱 1回当たり上限額－介護 給付 入浴介助加算 50単位	-	地域支援事業実施要綱 1回当たり上限額－介護 給付 入浴介助加算 50単位
サービスC	305単位/回	●●単位/回	305単位/回	●●単位/回
	2,777円 (はつらつ介護予防教室 委託料相当額) + 自己負担相当分 (1割程度)	現行C単価×サービスA の案1単価の引き下げ率	-	現行C単価×サービスA の案3単価の引き上げ率

案3のうち、サービスAとCについては、地域支援事業実施要綱に定める単価から算出された単価が、案2よりも高くなる場合、事業者参入促進の観点から、案3の採用を検討

※加算・減算について

訪問型・通所型サービスとも、基本的には、地域支援事業実施要綱において定められた加算・減算の考えを踏襲することとするが、サービスA及びCについては、サービス内容等を勘案し、一部の加算・減算は設定しない
また、現在設定している本市独自の加算・減算は、引き続き設定する

1 訪問型・通所型サービスにおける単価の改定について

(10) 単価の見直し(案) 【介護予防ケアマネジメント】

- 介護報酬改定案において、介護予防支援費の単位数等に変更がなかったため、新しい総合事業における介護予防ケアマネジメントの単価等も変更しない



	現在の単価	改定案
ケアマネジメントA (原則的な介護予防 ケアマネジメント)	430単位/月	430単位/月
	初回加算 300単位	初回加算 300単位
	介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位	介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位
	【参考】 介護予防支援費&地域支援事業実施要綱	介護予防支援費&地域支援事業実施要綱
ケアマネジメントB (簡略化した介護予防 ケアマネジメント)	350単位/月	350単位/月
	初回加算 300単位	初回加算 300単位
	ケアマネジメントA単価 - X - Y*	ケアマネジメントA単価 - X - Y*
ケアマネジメントC (初回のみ介護予防 ケアマネジメント)	730単位	730単位
	ケアマネジメントA単価 + 初回加算相当額	ケアマネジメントA単価 + 初回加算相当額

※ X : サービス担当者会実施分相当単位 (ケアマネジメントA単価×3.0%)

Y : モニタリング実施分相当単位 (ケアマネジメントA単価×(48.4%/3) <モニタリングは3か月に1回程度>)

2 共生型サービスの実施について

(1) 共生型サービスとは…

- 障がい者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくするという観点から、介護保険と障害福祉両方の制度に、新たに位置付けられたサービス
- 障害福祉の指定を受けた事業所であれば、介護保険の訪問介護・通所介護・短期入所生活介護の指定を受けやすくする特例が設けられた（逆も同じ）



1つの事業所で、介護保険と障害福祉のサービスの一体的な利用が可能



2 共生型サービスの実施について

(2) 新しい総合事業における共生型サービスの実施

- 要支援認定者や事業対象者を対象とする新しい総合事業においても、要介護認定者を対象とする介護給付と同様に、障害福祉の指定を受けた事業所であれば、新しい総合事業における事業所としての指定を受けやすくする特例を設ける

(3) 共生型サービスの基準、単価の考え方

- 訪問型・通所型サービスとも、従前の介護予防サービスと同等の基準で実施している現行相当サービスのみ、指定基準の特例を設ける
⇒人員等の基準において、介護給付・総合事業・障がいサービスの一体的な運用が可能

	現行相当サービス	サービスA	サービスC (通所型)
指定基準の特例	○ (介護給付における指定基準の特例に準じる)	×	×
特例の場合の単価	介護給付における共生型訪問介護事業者又は共生型通所介護事業者と同等の加算・減算を設定し、適用する (例) 通所型サービス…93/100	—	—